

○南丹市公共工事の前金払に関する取扱要綱

平成18年1月1日

告示第25号

改正 平成18年7月1日告示第302号

平成19年3月30日告示第57号

平成27年7月7日告示第164号

平成30年5月10日告示第130号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の公共工事の前金払の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象)

第2条 市長は、公共工事の前金払について、1件の請負金額が300万円以上の建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項による。)に限り実施する。

(前金払の限度額)

第3条 前金払の率は、南丹市契約規則(平成18年南丹市規則第72号)第50条第2項の規定による。

(前金払の通知)

第4条 前金払は、入札公告及び指名通知書等に記載して通知するものとする。

(保証証書の授与)

第5条 市長は、保証証書の寄託を受ける場合においては、証書原本の提出を求め、会計管理者が前金払の精算が終わるまで保管するものとする。

(前金払の整理)

第6条 前払金は、当該工事請負代金の部分払の都度前払金を部分払金額から差引きして整理するものとする。

(部分払の計算方法)

第7条 前金払をした工事について部分払をしようとするときは、次に掲げる式により算出するものとする。

部分払額=(工事の出来形部分に対する請負金額相当額)× {9/10-前払金額/請負金額(前払率)} - 一部分払済額

(支出命令に添付すべき書類)

第8条 前金払の請求には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。)第5条の規定に基づき登録を受けた法第2条第4項に規定する保証事業会社との間に法第2条第5項に規定する保証契約を締結した後、請負金額前払請求書(別記様式)に前払金保証証書及びその写しを添えて市長に提出しなければならない。

(前払金の追加払等)

第9条 市長は、前金払を行った後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、変更請負金額が当初の請負金額に比して著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金の率により計算した額を追加払し、又は返還させることがある。

(前払金の返還)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の公共工事の前金払に関する取扱要綱(昭和48年園部町告示第14号)、八木町公共工事の前金払に関する取扱要綱(昭和56年八木町告示第23号)、日吉町工事執行規程(昭和31年日吉町規程第6号)又は美山町工事執行規則(昭和32年美山町規則第8号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものと

みなす。

附 則(平成18年7月1日告示第302号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第57号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月7日告示第164号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則(平成30年5月10日告示第130号)

この告示は、公表の日から施行する。

別記様式(第 8 条関係)

請負金額前払請求書

- 1 工事番号及び工事名
- 2 工事場所
京都府南丹市 町 地内
- 3 請負金額
金 円也
- 4 今回請負金額前払金請求額
金 円也

ただし、請負金額の 4/10 以内

上記請負金額に係る前払金を請求いたします。

年 月 日

受注者住所
氏 名

印

南丹市長 様

振 込 先	金融機関名							
	本店または支店名							
	預金種別 (どちらかに○を付ける)		普通・当座					
	口座番号							
	口座名義	フリガナ						
氏名または名称								